

義務教育の機会均等の確保と教育予算の確保・拡充を求める要望意見書

義務教育の機会均等・水準確保及び無償制度は、全ての国民に対し義務教育を保障するための憲法の要請に基づく国の重要な責務であり、我が国の教育制度の根幹となっています。

中でも、義務教育費国庫負担制度は、全ての子どもたちに一定水準の教育機会をひとしく保障するものであり、次代を担う人材を育成するという社会の基盤づくりに必要不可欠なものです。

しかしながら、義務教育費国庫負担法の改正により、平成18年度から義務教育費の国庫負担率が3分の1に引き下げられたことに伴い、地方公共団体においては、地方交付税等への依存度が高まり、教育財政が圧迫されている状況にあります。

とりわけ、広大な地域に小規模校が数多く存在し、また、離島など多くの過疎地域を有する北海道においては、教育財政の逼迫等により、教育水準の全国との格差や市町村間での差が生じるなど、北海道の教育水準のさらなる低下が憂慮されるほか、学力・体力の向上をはじめ、いじめや不登校など多様化・複雑化する生徒指導上の課題への対応や近年増加傾向にある教育上特別な支援を必要とする児童生徒へのきめ細かな指導の充実等に支障を来すことが懸念されます。

人口減少や少子高齢化の進行、情報技術やグローバル化の進展など急激に変化する時代の中で、令和の日本型学校教育により経済や地域の状況等に関わらず質の高い教育を実現し、予測できない未来に向け自ら社会をつくり出していく「持続可能な社会の創り手」を育むため、未来を担う子どもたち一人一人の資質・能力を最大限引き出す必要があります。

さらに、学校における教職員の処遇を改善するとともに、働き方改革を進めることなど教職員の成り手を確保し、子どもの学習環境を整備していく必要があります。

よって、国においては、公教育に経済・地域間格差を生じさせないため、地方交付税等を含む義務教育費予算の確保・拡充を図られるよう強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年9月12日

北海道余市郡余市町議会議長 藤野博三

【提出先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、
文部科学大臣